

苫小牧市余裕期間設定工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、苫小牧市が発注する建設工事において、建設資機材の調達、建設労働者の確保を計画的に行う等受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定する工事（以下「余裕期間設定工事」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 全体工期 通常工期と余裕期間をあわせた期間をいう。
- (2) 通常工期 通常の積算により算出した工期をいう。
- (3) 実工期 全体工期内で、受注者が設定した工事着手日から発注者が指定する通常工期（工事日数）が経過した日までの期間で、契約書上の工期をいう。
- (4) 余裕期間 契約締結日から工事着手日の前日までの期間をいう。

(対象工事)

第3条 発注者が、次に掲げる事項その他の事情を総合的に判断し、余裕期間設定工事を選定することとする。

- (1) 余裕期間の設定により、供用開始に影響を及ぼさない工事であること。
- (2) 年度内（繰越手続き等が完了済みの場合は当該期間内）に全体工期を確保でき、余裕期間を設定したことにより繰越が生じない工事であること。
- (3) 冬期施工により、品質低下の恐れがない工事であること。
- (4) 工程の調整が困難でないこと。
- (5) 緊急度の観点から支障がない工事であること。
- (6) 予算の執行において、支障が生じない工事であること。

(工事着手期限日)

第4条 発注者は、余裕期間設定工事の通常工期（工事日数）を算出し、その期間の30%を超えず、かつ、4か月を超えない範囲内で工事着手期限日を指定するものとする。

- 2 発注者は、余裕期間設定工事であること及び工事着手期限日を入札公告、特記仕様書等により明示しなければならない。
- 3 受注者は、契約締結日から工事着手期限日までの期間で任意の日を工事着手日とすることができる。

(工事費の積算)

第5条 工事費の積算は、契約後直ちに着工する工期を基準とした積算方法により行うものとし、余裕期間の設定に伴う積算上の割増は、行わないものとする。

(工事着手日の申出等)

第6条 落札決定後、当該落札者は、契約締結日の前日までに工事着手日申出書（様式1）により工事着手日を発注者に申し出なければならない。

なお、期日までに当該申出がない場合は、受注者が余裕期間を活用しないものとして、通常工事と同様に取り扱うものとする。

2 受注者は、休日（苫小牧市の休日に関する条例（平成 3 年苫小牧市条例第 17 号）第 1 条第 1 項に規定する苫小牧市の休日をいう。以下同じ。）を工事着手日に設定することはできない。また、設定した工事着手日により実工期の末日は休日とすることができない。

（経費の負担）

第 7 条 余裕期間の設定により増加する経費は、受注者が負担するものとする。

（前払金の取扱い）

第 8 条 受注者は、実工期内において、前払金を請求できるものとする。

（余裕期間内の取扱い）

第 9 条 余裕期間内の取扱いについては、次のとおりとする。

（1）当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

（2）資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならないものとする。

（3）受注者は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

（契約の保証）

第 10 条 契約保証期間は、契約締結日から実工期の末日までとする。

（その他）

第 11 条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 苫小牧市余裕期間設定工事試行要領は、廃止する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式1

工事着手日申出書

令和 年 月 日

苫小牧市長 様

申請者

住所

商号又は名称

氏名

次のとおり実工期を定めましたので申し出ます。

工事番号	()
工事名	
契約締結年月日 (予定)	令和 年 月 日 (曜日)
工事着手日	令和 年 月 日 (曜日)
実工期 (契約で定める工期)	工事着手日から 令和 年 月 日 (曜日) まで (日間)

- ※1 契約締結日の前日までに提出すること。
- 2 工事請負契約書の工期の始期日は、本申出書に記載された工事着手日とする。また、実工期の工事日数は、発注者があらかじめ指定する日数とする。(工事着手日及び実工期の末日は、土日、祝日・休日、12月29日～1月3日に設定することはできない。)
 - 3 余裕期間(契約締結日から工事着手日の前日までの期間)において、受注者は、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
 - 4 余裕期間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。
 - 5 余裕期間の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。
 - 6 契約保証期間は、契約締結日から実工期の末日までとする。
 - 7 前払金を請求できる時期は、実工期内となる。